

中世名族の末流 忍藩士畠山氏研究（二）

—松平下総守家臣としての勤書とその検討—

若 松 良 一

はじめに

前回は忍藩士畠山二氏の子孫に伝存する系図資料を取上げ、室町幕府管領職畠山氏に連なるその家系を紹介した。今回は畠山二氏の勤書を取上げて、近世大名松平下総守家の家臣としての経歴を紹介することにしたい。

さて、松平下総守家は徳川家康の長女亀姫と奥平信昌との間に生れた四男忠明を藩祖とする家で、武藏国忍（現埼玉県行田市）を最後の城地として維新を迎えた。文政六年に桑名から忍に転封した際には、表高は十万石で千五百名ほどの藩士を抱えていたが、明治維新後は士族の失職に伴つて新しい生計の場を得るために、東京を始め全国各地に転出し、現在行田市に残る旧士族はわずかに二百数十家ほどである。

筆者は忍という武藏国最古の城下町＝都市の形成と発展が今日の行田市の文化、産業、気質、言語、習俗等に与えた影響を解明するためには、忍藩史の研究を志すものであり、手始めに現住旧士族の調査を行つた。本稿で紹介する畠山恒雄家はその中の一軒であった。

一 畠山惣左衛門家

（二） 拝領屋敷

畠山恒雄家は行田市天満七の二十一番地にあり、通称地名は江戸町である。文政六年にこの侍町が造られた時に拝領した屋敷である。

行田市郷土博物館所蔵の城絵図をみると、江戸町は広大な忍城の外堀に浮かぶ小島状の郭で本丸から東南東六七五メートルに位置している。東西方向に走る道の両側町で、南北両側に六軒ずつの侍屋敷が記載されており、その南東端に畠山清左衛門（六代目政秀・文政



第1図 城絵図（行田市郷土博物館蔵）に描かれた畠山家

六年九月忍に移住）の名が記してある。西隣は二味左右衛門家、向いは本庄山脇家である。居住者のすべてが知行百石前後の中級士族であり、地割りもほぼ均等である。畠山家の東側には土壘と堀が描き込まれており、土壘上には畠山の松が赤い丸で表示されている。

現在の江戸町には畠山家以外に旧士族の家はないものの、鍵の手に曲がる道路が現存し、屋敷の地割りもよく遺存している。北側から東側に回り込んでいた堀は土壘を崩して埋め立てられ、道路になつたが、

南側の堀は水城公園の大沼と繋がっており、旧状をよく残している。

畠山家の地所は御当主の話によれば、もとは九百坪ほどあったという。藩政時代の建物は現存していない。行田市指定の樹齢四百年を越えていた「畠山の松」は昭和四八年に枯死してしまった。

(二) 畠山家での聞き取り調査

平成一七年四月三〇日にさきたま資料館に来館された畠山恒雄氏から、家に先祖書が伝存しているので、見てもらいたいとの要請があり、五月一八日に調査をさせていただいた。古いことを知っている高齢者を同席させたいという御配慮により、御母堂と伯父の畠山豊氏（ともに大正四年生・八九歳）も加わっていただいた。聞き取り調査では、

①母親は隣接する同心町の旧士族村瀬家の出身で、曾祖父は鬼の三次と恐れられた同心であった。この村瀬家は宝生流の稽古所であったため、母親は謡を続けている。

②村上家から嫁いできた祖母は桑名弁を遣い、「そうじやがな」などと言っていた。

③婚姻関係は明治時代ころまで士族に限られ、忍町長を勤めた古市氏、矢場の菅沼氏、千葉氏から嫁が来ている。藩医であった天満の徳重家には祖父政雄の弟銃造が婿に行き、その一代前には嫁を出している。

また蓮華寺西町の村上家には畠山から養子を出しており、それが初代忍町長村上多熊の父である。村上家からは鎧助氏の姉が嫁に来て、祖母となつた。田町の草生家にも二代前に嫁を出しており、佳英氏と父は従弟関係であつた。藩儒芳川家も親戚である。

④家に伝わる文化財として袴、紫色羅紗地の火消羽織、赤羅紗地の陣羽織、古文書がある。二つの羽織には五七桐紋が付く。槍、刀、長刀は戦時供出した。甲冑はある人に譲つた。城絵図は紛失した。位牌は

ないが、菩提寺の桃林寺には墓と位牌及び過去帳がある。

(三) 畠山惣左衛門家の勤書

畠山恒雄家には勤書が伝存していないが、柴田家所蔵の『旧忍藩士従先祖勤書』中にその祖先である畠山惣左衛門勤書があるので、釈文を掲げて、忍藩士としての位置付けを探つてみよう。

先祖 畠山惣左衛門

宮原新左衛門

一御高家衆畠山紀伊守次男畠山八郎次郎惣領ニ而紀州宮原与申候處ニ住居仕候然る処本家畠山民〔部脱〕大輔大坂本陣之砌働御座候間 公義江被召出候節新左衛門義も一緒ニ江戸表へ罷出居候處 天祥院様播州姫路御領地之節御旗本石谷土入様御取持ヲ以寛永十八巳年被召出格別之家筋ニ付自分紋差物被遊御免御知行武百石被下置候明暦元未年奉願隱居仕候

仕候

二代目

宮原惣左衛門

一明暦元未年家督御馬廻被仰付貞享四卯年奉願隱居仕候

三代目

宮原惣左衛門

一貞享四卯年家督被下置御馬廻被仰付宝暦六子年奉願隱居仕候

四代目

宮原惣左衛門

一宝暦六子年家督被下置御馬廻、大御小姓、御目付御徒頭、御長柄奉行相勤申候安永四未年病死仕候

五代目

畠山惣左衛門

一安永四未年家督被下置御小姓、御馬廻大御小姓、御腰物奉行、御長柄奉行御使番相勤寛政六寅年病死仕候

六代目

畠山清左衛門

一実片岡嶋之助二男ニ御座候寛政六寅年家督被下置御馬廻被仰付候、御馬廻与頭御長柄奉行御使番相勤天保十二丑年奉願隠居仕候

七代目

畠山惣左衛門

一天保十二丑年家督御馬廻同十四卯年御小姓被仰付、同年御馬廻被仰付

候嘉永三戌年川俣定加番被仰付候同五子年御目付被仰付候安政二卯年御馬廻被仰付候同六未年川俣定加番被仰付候文久三亥年御馬廻与頭被仰付候慶応四辰年撤兵頭格ヲ以監察被仰付候

八代目

畠山八郎次郎

一慶応元丑年一月御馬廻被召出同三卯年御小姓被仰付御宛行並之通被下置候

(先祖之儀ハ畠山惣左衛門より書上申候)

(四) その他の史料から知られる履歴

この勤書は簡略であるが、家臣として召出されてから幕末期までの八代分が収められている。要約すると次の通りである。

①家柄・家格

先祖宮原新左衛門は幕府高家衆畠山紀伊守次男の惣領であり、幕臣石谷土入の取持ちによつて、寛永十八年に藩祖松平忠明に召抱えられた。この時、格別の家筋につき、自分紋差物を許された。自家の家紋を旗指

物とすることが許された者は、忍藩では畠山家のほかに芳賀大学家と黒沢八左衛門家（註一）しかなかつた。家格は御馬廻役格で、士分（註二）の中位に位置づけられるが、甲本系図に依れば「特に登庸の恩命ありと雖も、家政固辞し、馬廻之軍役を謂いて奉仕す」という事情があり、御馬廻格という家格は廢藩まで変わることがなかつた。

②家禄・役職

家禄は召出された時に二百石で増禄も減知もなかつたが、のちに百三十三石三斗三升に変じた。これは主家の表高が二代忠弘の時に白河騒動の結果、十五万石から十万石に減封されたため、家臣の知行を一律に三分の二としたためである。

役職は三代目まで馬廻り役以外になかつた。しかし、太平の世が統くと、馬廻役は形骸化したので、他の役職に任じられるようになつた。四代目からは若年時に小姓さらに大小姓を勤めたのちに、御目付、御徒頭、御腰物奉行、御長柄奉行、御使番など、番方の役職を経歴した。このうち、御使番のみが役高百三十石で、他は役高百石であつた。また、七代目に至ると、嘉永三年以降は川俣（関所）定加番、慶応四年以降は撒兵頭格で監察に任じられた。後者は軍制改革による役職名の変更であり、撒兵頭格は物頭格、監察は目付に相当する。

七代目の諱は政年、字は精一、通称八郎次郎。文政九年生まれ。家禄は百三十三石三斗三升。嘉永六年の分限帳には馬廻三番組、同七年の分限帳には御目付とある。旧名は孫之助か。培根堂で漢学を教えた。明治四年七月十四日廢藩、忍県置県の時、四十六歳で大属を命ぜられた。明治五年三月二十二日、埼玉県が忍県学校を廃し、旧忍県庁跡へ新たに行田学校を設立すると、漢学中助教を命ぜられた。明治十二年

十月から十二月の「行田学校常資金受掛簿」によれば、月給七円で校長の水谷麻之助と同額であった。

清水雪翁が『堤畔艸堂稿抄』に収めた明治三十七年弔辞によれば、元忍藩士で、管領畠山政長の遠胤である。幼少の時、藩学培根堂でかたじけなくも教誨を受けた。省みると三十有余年となる。今その訃報に接し、ひどくがつかりしている。拙い賦をもつて香典に代えたいとして、漢詩の弔文を呈した。

また、雪翁は「記撫松翁事」と題して、その号が雪凱であること、性洒落、好学、詩歌に善く、十年前に初めて翁がわが廬を訪れ、爾来交情日に親しくなった。翁は六十歳を越えていたが、自分は三十五六であつた。いつも忘年の友と言つて、その事を心得て会うと、喜んで笑つてくれた。人相は眉間の肉が二分ばかり突起し、その大きさは五厘錢くらいであつた。私はひそかに謂つている。世に謂うところの日角者かと。馬史、秦皇漢祖紀に曰く、竜隼は日角。常藩史、藤原広嗣伝に曰く日角あり、苟くも史を読めば。皆これを知る。しかるに今すなわち始めて翁を見ると、奇というべし。翁は明治癸卯（三十六年）臘月（十二月）卒す。歳七十余。庭園は鴛鴦沼に臨み、老松あり。藤原秀衡船を繋ぎし所と云う。頗る風致あり。翁これを愛で、日に夕に垣を廻つて吟じていた。ゆえにまた撫松と号すという。（埼玉県史料⑤486・大澤俊吉『行田の町なみと学校史』・長谷川宏『清水雪翁郷土詩文』上巻昭和四十九年・埼玉県教育委員会『埼玉県教育史』第二巻昭和四十五年）

八代目の政雄は弘化二年生れ。号は東江、通称八郎次郎。資性温順、学を嗜み、詞藻を好む。慶応年中、黽舎の教員に擢んじられ、兼ねて近侍に補される。幾許も無く学監に転じ、明治四年、廷議廢藩の命有り、よつて埼玉県第十六区持田学校の掌教となり、能く閭里のうないを訓導

す。七年五月十二日病に罹り殉ず。享年三十。持田村桃林寺に葬る。配は千葉善之亟胤晴の女タケ、一男一女を生む。男久米太郎幼くしてその後を承け家を詳らかにし乗存す。

銘して曰く讀書、講道、訓蒙村を為す。天仮年せ

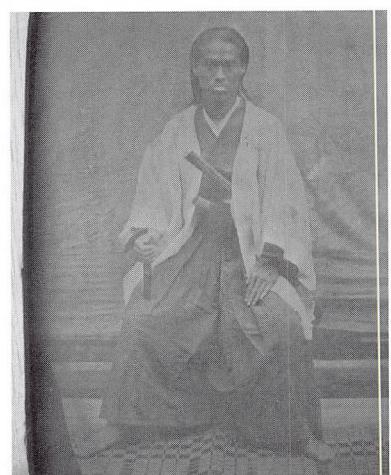
ず、ああ惜しいかな。明治九年五月芳川俊遂撰文并書（行田市金石文集所引桃林寺墓誌・系図）

七・八代目については他の史料から幕末・明治期の経歴を知ることができた。通名はともに八郎次郎であり、中世以来の世襲名である。したがつて、惣左衛門の別称は松平下総家の本家を示す名乗りと推測できる。畠山惣左衛門家は幕府に仕えた惣領家のようく典礼をもつて藩主に仕えたわけではなく、終始一貫して番方に属し、ほとんど歴史の表舞台には登場していないが、幕末維新期には漢学の家となつて、七代目政年は藩士子弟の学問所である培根堂で漢学を教え、八代目の政雄は慶応年中に藩校進脩館の教員に抜擢され、さらに学監に登り、明治五年の学制施行によつて、埼玉県第十六区持田学校の校長となつた。

二 畠山宇右衛門家

(一) 畠山幸司郎家古文書調査の経緯

畠山恒雄家の分家筋に行田市下町に県内最初の時計店を経営していく



第2図 畠山政雄肖像写真
(明治四年撮影) 畠山恒雄氏蔵

た畠山家があり、墓地が桃林寺にあることや大宮市に転出されたことなどを筆者は知っていた。研究協力者の斎藤準一氏に相談したところ、つてを頼つて連絡をして下さった。古文書が伝存しているので見て欲しいと、平成十九年九月、御当主の畠山晃司郎氏と奥様、長男広明氏、晃司郎氏の弟の克巳氏と奥様、そして仲介の労を取られた斎藤準一氏の合計六名が嵐山史跡の博物館を訪問され、古文書の全点を御持参された。その場で、解説を依頼され、資料発表の許可を頂いた。このうち、系図資料については前回公表させて頂いた。

(二) 畠山宇右衛門家の勤書

畠山晃司郎氏の家に伝存していた勤書は横帳十三丁両面書きの大部なもので、八代にわたる勤務状況が細大漏らさず記されている点で貴重である。別家の成立とその後の家格上昇の過程を窺うことができるだけでなく、今までほとんど未解明であった伊勢領郡代の職掌を窺うことができる点で優れているので、全釈文を掲載して、検討を行つてみたい。

(表紙) 「従先祖之勤書扣 畠山」

従先祖之勤書 畠山宇右衛門 印

先祖之儀者畠山想左衛門方より書上申候

初代

宮原宇右衛門

一先祖宮原新左衛門二男ニ而初名宮原七太夫与申候万治三子年於羽州

山形御奉公奉願候處御欠略ニ付當分被 召出候儀難被遊候得共御約米

茂御座候儀ニ付先ツ金子被下置候旨被 仰渡候

一寛文二寅年於山形御欠略中御切米拾六石御扶持方三人分被下置寄合

組江被召出候

一同七未年御馬廻被 仰付御切米拾石御扶持方三人分被下置候

一同九酉年江戸御定番被 仰付御宛行金式拾両御扶持方三人分被下置候

一貞享四卯年於江戸新知百五拾石被下置候
一元禄六酉年

妙薰院様江被為附相勤申候其後被成
御赦免御馬廻被 仰付候

一宝永六丑年

禁裏御普請為御用京都江罷越相勤同年罷帰申候

一享保十巳年三月於桑名病死仕候

高祖父

宮原宇右衛門

一初名宮原甚五右衛門与申候美者初代宇右衛門兒宮原七左衛門与申者紀州宮原与申所ニ罷在候者之倅ニ而畠山紀伊守様ニ罷在候處御同人御取持ヲ以初代宇右衛門実子無御座候付相続之養子奉願被 仰付候

一宝永二酉年十一月御広間見習御奉公被 召出候

一同七寅年四月大御小姓被 仰付御扶持方三人分衣類代金三両被下置候

同年

御參勤御供詰被 仰付罷越翌年御供ニ而罷帰申候

一正徳三巳年二月御納戸被 仰付候

一同四午年

御參勤御供詰被 仰付罷越翌年御供ニ而罷帰申候

一享保四亥年十二月御切米六石六斗金五両ニ被 成下候

一同五子年二月御目付役被 仰付候同年
御參勤御供詰被 仰付罷越同九辰年

御参勤御供詰被 仰付罷越兩度共翌年御供二而罷帰申候

一同十巳年五月亡父家督無相違被 下置候

一同十三申年三月御徒頭格被 仰付

大雲院様御守役被 仰付候

一同二十卯年七月病氣ニ付御役儀

御赦免奉願候処願之通被成下 御免御馬廻被 仰付候

大雲院様従 御幼年奉守

御満足被 思召候依之御加増三拾石被下置候病氣快罷成候其折々 御

屋形江茂奉窺

御機嫌候様被 仰出候同日

大雲院様御忍差拝領仕候

一元文元辰年五月於桑名病死仕候御奉公中拝領物度々仕候

曾祖父

宮原小平太

一幼年之節より

大雲院様御相手ニ被為 召度々拝領物仕候

一享保十八丑年十月

大梁院様御小姓被 召出御扶持方三人分衣類代金五両被下置候

一元文元辰年七月亡父家督無相違被下置候

一同三午年同五申年延享元子年

御参勤御供詰被 仰付罷越三度共翌年御供二而罷帰申候

一延享四卯年七月大御小姓被 仰付候

一寛延三年

御参勤御供詰 被仰付罷越同四未年四月日光 御名代被為承 仰候節

御供仕同年御帰城御供二而罷帰候節御目付兼役被

仰付相勤罷帰申候

一同年八月御腰物奉行被 仰付候

一同十二午年 御奉書衆被為

一同十二午年 御奉書衆被為

一寶曆十一巳年十二月御目付役被 仰付候

ヲ以御供被 仰付相勤翌年十月

御帰城御供二而罷帰申候

一明和五子年九月一代寄合被 仰付京都御留守居被 仰付引越罷越申候

右出立已然大坂 御宮 御名代年々相勤候様被 仰付長御上下被下置

候

一安永五申年十二月寄合家被 仰付候

一天明二寅年十月被為 召京都より罷帰候処御書付ヲ以隱居被 仰付候

京都御留守居十五年相勤在京中

禁裏 御即位之節御使者相勤大坂

御宮 御名代度々相勤御勝手向為御用御在所并大坂江茂年々罷越申候

御奉公中拝領物度々仕候

一同三卯年三月於桑名病死仕候

祖父
畠山宇右衛門

一初名宮原海老次郎与申候寒者三浦甚五兵衛二男二而御座候処養父小平

太実子無御座候付相続之養子奉願被 仰付候

一天明二寅年十月養父小平太隠居被 仰付家督無相違被下置御馬廻被

仰付候

一同六午年九月

後明院様 薦御二付香取村江御固メ御用片岡嶋之助与兩人江被仰付
代り合罷越都合十三日相詰申候

一同七未年三月 御判物江戸表江被進候付附添立帰安東峯太郎与兩人江

被仰付罷越申候所江戸於御用席 御判物御用無滯相勤候付 御召下
之御上下拝領仕同四月罷帰申候

一同年八月

大乗院様御小姓被仰付候

一同八申年三月奉願本苗畠山与相改申候

一同年八月

御參勤御供詰被仰付罷越翌年六月御供二而罷帰申候詰中御番方出精
相勤候旨二而御帷子被下置候

一寛政四子年九月

御參勤御供立帰被仰付罷越同十月罷帰申候

一同六寅年二月江戸詰被仰付罷越申候

一同年十月於江戸表御目付役被仰付候

一同七卯年六月詰中御徒頭兼役相勤候付

御召下之御上下於

遊心院様御前被下置候同日詰中御供之節御刀番同様相勤候付

御召下之御上下於

遊心院様御前被下置候

一同年六月

遊心院様御初入御供二而罷帰候筈之処痛所御座候付御供御免奉願御
詰より同月罷帰申候

一同年十二月於御用席在中公事方掛合被仰付候

一同十三酉年正月於御用席御目付役數年出精相勤候旨二而拝領物被仰
付候

付銀三枚被下置候

一文化三寅年九月町奉行被仰付御船奉行之方茂兼役被仰付候

一同四卯年七月

御帰城為御迎御船奉行之方二而鳴海宿御泊迄罷越翌日御船中於
文明院様御前御懇之御着之上

御召下之御帷子拝領仕候

一同五辰年大門幸太夫御船奉行被仰付候付兼役二不及旨被仰付候右
兼役中

御大名様方為御迎御見送宮宿佐屋宿江度々罷越申候

一同八未年十二月長宗丸御遠遣候之節出精仕候旨二而於御用席拝領
物被仰付銀壹枚被下置候右者去申年十月大門幸太夫死去仕翌未年六

月迄御船奉行之方相兼相勤申候尤同年六月萩野茂兵衛御船奉行被仰
付候付相兼候二不及旨被仰付候

一同十一戌年十二月出精相勤候旨二而寄合家被仰付候

一同十二亥年十二月町屋川橋修復御入用金之儀年來相心置出精仕候趣於
文明院様御前御態々御着之上葵御紋御小袖拝領仕候

一同十三子年六月旧冬已來從

公儀御普請御座候節彼是心配取扱候趣ヲ以於御用席拝領物被仰付銀

壹枚外ニ金二百疋被下置候

一同年七月為御内御用笠松江罷越同八月罷帰申候

一同年九月思召被成御座候付町奉行被成御免寄合被仰付候旨御
書付ヲ以被仰渡候

一同十五寅年文政与改元五月於

文明院様御前是迄之格式ヲ以郡奉行被仰付候同日於御用席御勝手方
懸り合被仰付候

一 同年十二月於御用席在中出金之儀出精仕候旨二而御褒詞被成下候

一 文政四已年正月御留守居被仰付支度出来次第出立仕候様被仰付候

右ニ付家内引越同二月江戸表江着仕候

一 同年四月 御代替ニ付右御用被仰付候

一 同年六月

文明院様被遊 御遠去候付御残之品九曜御紋裏附御上下拝領仕候

一 同年同月 御代替御用懸り相勤候付於御用席拝領物被仰付銀三枚被

下置候

一 同五年正月

銳姫様保科彈正忠様江御入輿ニ付御用懸り於御用席被仰付候同六月

御入輿無御滞相済右御用向相勤申候

一 文政六未年三月勢州桑名より武州忍江御所替被為承 仰候付右御用懸

り被
仰付桑名城御引渡之節同所江も罷越候様被仰付

上使稻生七郎右衛門様大嶋金五郎様江も右御用ニ付度々罷出九月廿八

日御引渡之筈ニ御治定有之候間八月廿八日江戸出立桑名江罷越御治定

之通九月廿八日御引渡無御滞相済其後も右一件御用向有之十月十九日

桑名出立同廿九日江戸表江罷越申候江戸表出立前御引渡御用相勤候様

被仰出葵御紋織御熨斗目小袖拝領仕候猶又出立前日

御目見被仰付 御懇之 御意被成下候

一 同年十一月五日於

御前町奉行被仰付於御用席郡奉行兼役被仰付忍表江支度出来次第

出立仕候様被仰付候然ル処其後不快ニ而出立延引仕居ル処同十二月

廿四日御役是迄之通ニ而当分勢州御領分御郡代之方相勤候様被仰付

候

一 同七申年正月十三日不快中押而江戸表出立勢州御陣屋御普請未出来不

仕候付先ツ桑名今一色松巖寺跡江同廿二日着仕同所ニ而御用向取扱申

候

一 同年二月廿九日大矢知村御陣屋御普請出来仕候間同所江引移申候

一 同年同月向後濃州加納盛徳寺光国寺江毎年五月廿七日

盛徳院様御拝月之 御代香御郡代ニ而相勤候様被仰付候

一 同年五月九日昨未年御得替之節御用懸り相勤桑名城御引渡御用ニも罷
越出精相勤候趣ヲ以拝領物被仰付銀五枚被下置候

一 同年五月廿七日

盛徳院様三百回御忌御正当ニ付加納盛徳寺光国寺ニ而御法事被仰付

候間

兩殿様 御名代奥平織右衛門

方々様 御代香御郡代ニ而相勤候様尤右御用向取扱候様同二月被仰

付同五月十八日御陣屋出立加納江罷越両寺ニ而三日ツ、御法事有之無

御滞相済同廿八日同所出立御陣屋江罷帰申候

一 同八酉年正月廿六日御簾奉行格ヲ以勢州御郡代被仰付候

一 同年二月十一日紀州様御鷹場御借用之儀ニ付勢州松坂江罷越御同家様

御役人中江御用向應対仕同十四日罷帰申候

一 同年八月元御船手組之者五人御在所江家内共引越申候付石川主殿頭様

江御手判 御所望之御使者被仰付八月二日出立龜山表江罷越御手判
受取同五日罷帰申候

一 同九戌年正月五日出精相勤候趣ヲ以葵御紋御上下拝領仕候

一 同十一子年三月三日御内御用ニ付俄ニ大坂表江罷越同所御屋敷ニ逗留

御用向相済候付同十五日罷帰申候

一 同年十二月廿八日名代佐藤錦作江出精相勤候趣ニ而御足高式拾石被下

置候

一同十三寅年二月

操姫様御十九之御厄年ニ付桑名春日社江御祈禱被仰付 御代拝も相

勤候様被仰付二月廿九日右 御代拝相勤申候

一同年八月越後之内御領分村替被為承 仰勢州ニ而九ヶ村仰出候より御

渡ニ付右御用懸り被仰付相勤無滯御受取も相済申候

一同年天保与改元十二月廿六日名代佐藤錦作江數年御役柄之処出精相勤

候趣ヲ以御小姓頭格被仰付候

一御通行之御大名様方桑名四日市両駅之内御休泊江度々御使者相勤上一

身田御門主様へ之御使者竹成村願行寺江も度々相勤申候

一度度両社江毎年正月五月五穀成願風雨難除御祈禱被仰付候付右為

御代拝度々相勤加納盛徳寺光国寺江之

一同一卯年五月於勢州御陣屋病死仕候

御代香度々相勤申候

畠山小平太

一初名鉄藏与申候處從

文明院様蝦太郎与改名仕候様被仰付其後奉同小平太与改名仕候

一文化十二亥年八月十一月御奉公見習奉願候上寄合被召出候

一同十四丑年八月

文明院様御小姓被仰付御扶持方三人分衣類代金三両被下置候

一同十五寅年文政与改元四月

御髪御月代被仰付候

一同年十二月

御參勤御供詰被仰付罷越翌年

文明院様御滞府ニ付文政四巳年迄詰越相勤申候

一文政二卯年五月奥御小姓被仰付御宛行六石六斗ニ被成下候

一同四巳年正月父宇右衛門定府被仰付候付同様定府被仰付御宛行拾

三石被成下候右ニ付江戸詰中より奉願為引越三月在所江罷越同月引越

申候

一同年四月

文明院様被遊御遠去候付

御廟番等相勤御残之品々拝領仕候

一同年六月

大休院様之方相勤候様被仰付

御髪御月代被仰付候

一同年七月御直着御礼御國越御使者被仰付相勤申候

一同五年四月御目付役被仰付御宛行拾五石ニ被成下候

一同六未年十二月又宇右衛門儀町奉行郡奉行兼役ニ而勢州御郡代之方當

分相勤候様被仰付候付寄合格ヲ以御郡代見習本役同様相勤候様被

仰付候

一同七申年正月十三日江戸表出立勢州御陣屋御普請未出来不仕候付桑名

今一色松巖寺跡江同廿二日着仕同所ニ而御用向取扱申候

一同年正月廿八日

銳姫様御十九御厄年ニ付

大乗院様

方々様より桑名春日社江御祈禱被仰付候付御代拝被仰付相勤申

候

一同年二月大矢知村御陣屋御普請出来ニ付同所江引移申候

一 同年同月向後濃州加納盛德寺光国寺江毎年五月廿七日

盛徳院様御拝日之 御代香御郡代ニ而相勤候様被仰付候

一同八酉年正月

大休院様御二十五御厄年ニ付正五九月多度社江御祈祷被仰付候付

御代拝相勤申候

一同年十二月十二日岡崎半藏勢州御陣屋より御在所江家内共引越ニ付石

川主殿頭様御手判 御所望之御使者被仰付同月三日出立龜山表へ罷

越御手判受取同五日罷帰申候

一同十亥年十一月奥平織右衛門并市川又四郎家内共御在所江引越ニ付右

同断御手判 御所望為御使者十一月廿三日出立龜山表江罷越御手判受

取同廿五日罷帰申候

一同十一子年五月山田彦十郎家内共御在所江引越ニ付右同断御手判御

所望為御使者同十五日出立龜山表江罷越御手判受取同十七日罷帰申候

一同十二丑年九月伊勢両宮 正遷宮ニ付 御代拝被仰付九月九日出立

御代拝相勤同十三日罷帰申候

一同十四寅年天保与改元十二月廿六日名代平賀教五郎江出精相勤候趣ヲ

以当役中御足米五石被下置候

一天保二卯年五月父宇右衛門死去仕候付熊井四郎右衛門ヲ以御悔御尋 被成下候

一同年六月又願置之通家督無相違被下置勢州御郡代本役被仰付候

一同三辰年六月於御用席御物頭格被仰付候

一同四巳年四月御用ニ付御在所江立帰被仰付六月朔日出立忍表江着仕逗留罷在候處七月於

大休院様御前部屋住已來出精相勤候付當役中御足高式拾石被下置候同

月御用御座候付江戸表江も罷出候様被仰付罷出同八月御陣屋江罷帰申候

一同六未年町屋川願明川筋御普請之儀公遍江御願被差出候處御組込二相成御見分御役人御入込ニ付右御方々江茂度々罷出内談等も仕右御用

向相勤翌申年正月無滯御引拏ニ相成申候

一同七申年十二月十七日名代小河原弥一右衛門江先般從

公儀御普請御座候節 初見分之砌より御役人中江之懸合筋行届御普請中万端心配仕出精相勤候趣ヲ以拝領物被仰付銀三枚被下置且又此度者御役人中御入込多別而大儀

思召候趣ニ而別段拝領物被仰付銀三枚被下置候

一同年十月勢州御領分中凶作ニ付御領分一統極難儀之趣ヲ以願出候付

御召二者無御座候得共罷越不申候半而者難行届候間御在所并江戸表江茂罷出御用向相済同十一月罷帰申候

一同八酉年御預金一件出精相勤御弁利ニ茂相成

御満足被思召候趣ヲ以名代萩野津右衛門江是迄之通御足高式拾石御加増ニ被成下候

一同九戌年二月

西丸御焼失ニ而右御普請御手伝被為承 仰町在江も御用金被仰付右ニ付勢州御領分江茂被仰付右御用向取扱申候

一同年四月去酉年

將軍宣下ニ付御巡見使様御入込ニ而右江御書出ニ相成候書類等相調右御方々様江も度々罷出右御用向取扱申候

一同十亥年九月

西丸御普請御手伝無御滞被為済

御安心被思召候右一件郡中取扱出精仕候之趣ヲ以名代生田平右衛門

江拝領物被仰付金三百疋被下置候

一御通行之御大名様方桑名四日市両駅之内御休泊被為御使者度々相勤且申候

一身田御門主様江御使者竹成村願行寺江も度々相勤申候

一多度両社江毎年正月五月五穀成就風雨難除御祈祷被仰付候付右

御代拝度々相勤加納盛徳寺光国寺江之御代香度々相勤申候

一同十二丑年八月勢州御郡代被成

御免御在所勝手被仰付同十一月御在所江引越申候処翌寅年四月御書

付ヲ以御知行之内式拾石被成御減隱居被仰付候

一弘化三年十二月廿六日仏參

御免被成下候

一嘉永三戊年十二月十九日旧臘

御家格詰構被為承仰格別之御慶事ニ付外出御免被成下候

一文久元酉年六月於深川御中屋敷ニ病死仕候

畠山宇右衛門

一初名海老太郎蝦太郎宇膳与申候後

宇右衛門与相改申候

一天保九戌年三月寄合被

召出勢州御郡代見習被仰付御扶持方三人分被下置候

一同年

西丸御焼失ニ而右御普請御手伝被為承仰町在江も御用金被仰付

右ニ付勢州御領分江茂被仰付右御用向取扱申候

一同年四月去酉年

將軍宣下ニ付御巡見使様御入込ニ付右江御書出ニ相成候書類等取調右

御方々様江も罷出右御用向取扱申候

一同十亥年四月田澤対右衛門勢州御陣屋より御在所江家内共引越ニ付右

川日向守様御手判御所望為御使者龜山表江罷越御手判受取同月罷帰申候

一同年五月加納盛徳寺光国寺江

御代香二付

盛徳院様

久昌院様御代香被仰付同月廿五日加納表江出立御代香相勤同月

廿八日罷帰申候

一御通行之御大名様方桑名四日市両駅之内御休泊江為御使者度々相勤申候且一身田御門主様江為御使者竹成村願行寺江も相勤申候

一多度両社江毎年正月五月五穀成就風雨難除御祈祷被仰付候付

御代拝度々相勤申候

一同十二丑年八月勢州御郡代見習被成

御免御在所勝手被仰付同十一月御在所江引越申候処翌寅年四月父小

平太江被仰渡之趣ニ付家督被下置寄合被仰付候

一弘化三年十二月廿六日寄合被仰付候

一同四未年正月十九日房總御備場江異國船渡來有之

御在城御在府共御出張之節御供心懸被仰付候

一同年十月廿四日於

大殿様御前寄合行変被仰付候

一嘉永六丑年六月房州御備場江異國船渡來ニ付急ニ同所江出張被仰付

蕨宿迄罷越候処異國船帰帆仕候趣ニ而直ニ引取候而直答江戸表より御

沙汰ニ付翌日罷帰申候右ニ付於江戸表異國船帰帆ニ付蕨宿より引取候得其炎暑之砌俄之出張太儀

思召候段御意被成下候趣奥平三郎兵衛殿帰着之上御沙汰被成下候

一同七寅年正月房州御備場江異國船渡來ニ付同月廿日同所江出張被仰

付同廿三日忍表出立司廿七日北条御陣屋江着仕海岸御備場大房御臺場

洲之崎遠見所當番等相勤且神奈川沖小柴沖等ニ異國船滯留罷在候付右

兩所江警衛罷越渡來中物見船等も罷出申候同三月廿一日異國船帰帆仕候付同廿四日北条表出立二而罷帰申候右二付於江戸表異國船渡來二付

御備場江出張殊ニ承引別而太儀

思召候段 御意被成下候趣山田十郎兵衛殿歸着之上被 仰渡候

一同年七月朔日先般異國船渡來之節御備場江數日出張厚遠心配出精相勤

候段

御満足被 思召候趣ヲ以拝領物被 仰付銀五枚外ニ金百五十疋被下置候

一同年安政与改元十二月廿三日江戸御中屋敷七ヶ年詰被 仰付防禦之方

除切相勤候様被 仰付家内共引越被 仰付候右ニ付翌年四月御中屋敷

江引越之上御臺場御用相勤申候

一同二卯年十一月廿五日御物頭被 仰付詰中御武器御頭被 仰付御船奉

行之方茂相兼相勤申候右ニ付御老君様方ヲ始御役人様方并御大名様方

御臺場江被為入候節之都而御用向相勤且御臺場御普請御座候節之御役

人方江応対御用相勤申候

一同三辰年正月廿六日先役中旧冬地震之上御中屋敷御近火之節格別出精

一段之儀 思召候段御褒詞被成下候

一同年四月去ル二月十五日晚御下屋敷御類焼之節罷越 御家譜入之箱致

持參太儀 思召候段御褒詞被成下候

一同五午年十二月廿六日御用多之処御臺場當番相勤候付葵御紋 御上下

被下置候

一文久元酉年三月

公邊ニ而御臺場定掛り御役ニ被 仰付候ニ付右衆中江応対御用御留守

居之方兼勤仕候様被 仰付候

一同年九月廿三日於

大殿様御前御中屋敷住又七ヶ年詰越被仰付是迄出精相勤候付葵御紋小袖被下置候

一同年十二月廿六日御用多之処御臺場當番格別出精相勤且又同所出役之

向江応対等心配相勤候趣ヲ以葵御紋御小袖被下置候

但右御品是迄拝領之御品も御座候付花葵御紋ニ仕相用度段奉願御聞

濟被成下候

一同二戌年六月廿日御臺場御砲合薬入心支之儀厚遠心配懸ケ合向行届

御満足 思召候趣ヲ以葵御紋御野羽織被下置候

一同三亥年三月横浜表江異國船渡來不穩形勢御座候付急ニ家内斗忍表江

引越被仰付同四月朔日より惣勤番被 仰付同年五月交代ニ付忍表江罷

帰申候

一同年七月御中屋敷仲間共勤番六人ニ而除切相勤候様被 仰付依而忍表

ニ而之諸御用 御免被成下候趣御沙汰ニ相成候處同八月俄ニ

御上京被為承 仰三番御臺場御預御免相成候付右勤番除切

御免ニ相成申候

一同年十一月御上屋敷四ヶ月詰被

仰付同十二月罷越候処詰中御武器御預并御取次之方相勤候様被 仰付

候然ル処御留守居御人少御差支ニ付加役持受相勤候之様被 仰付御取

次之方者 御免被成下候

一同年十二月廿七日

御上洛ニ付御屋敷外廻り被 仰付相勤申候

元治元子年二月积奠秋備之御使者相勤申候

一同年三月廿五日詰中御留守居加役持受相勤候付金九百疋被下置候

一同年四月交代ニ付忍表へ罷帰申候詰中御代焼香度々相勤申候
一同年五月浮浪人野州邊江屯集不穩候付供之者召連出張被仰付同六月
中上新郷江市川孝太郎与兩人ニ而代り合相詰御領分境村々廻村仕候
一同年八月二十三日

大休院様御出棺之節御寺詰御用相勤申候

一同年七月野州邊賊徒追討之節糧米為警衛御人數出被為承仰出張相成
候之処出張仲間共之内市川孝太郎病氣ニ而罷帰候付為代急ニ出張被
仰付同九月十九日出立ニ而常州笠間迄罷越候處田沼玄蕃頭様警衛被
仰付水戸弘道館迄警衛相勤夫より所々江罷越同十月水戸神勢館警衛罷
有候節賊徒那珂湊ニ屯集罷在候付祝町攻御援兵之儀御達ニ相成同十月
四日より同所江出陣仕候処同月廿三日戦争之節賊徒路より東奔那珂湊
脱走仕候付仰警衛御用相勤同十一月四日御用濟御人數引払之御達相成
候付同月十日忍表へ帰陣仕候処翌日吸物御酒被下置候

一同年十一月九日高輪御陣屋敷七ヶ年詰被仰付防禦之方除切相勤候様
被仰付家内共引越候様被仰付候右ニ付同十二月御備屋敷へ引越

一御陣屋敷へ着後詰中御武器預被

仰付其外御中屋敷詰中之懸御留守居兼勤御船奉行之方も相兼相勤申候
一元治二丑年慶応与改元二月廿三日於

御前先般野州邊賊徒追討之節糧米為警衛總州布宗屋村江出張且笠間表
より田沼玄蕃頭様警衛相勤水戸表迄罷越候処猶御達之儀も有之為援兵
賊徒集屯之場所近へ出陣不容易形勢之処格別心配骨折相勤

御満足思召候趣ヲ以九曜御紋御縁頭并銀六枚外ニ金三百疋拝領仕候
一先祖古山形ニ而被召出当丑年迄式百四年ニ相成申候私儀御奉公被
召出当丑年迄二十八年相勤申候家督被下置廿四ヶ年相成申候

慶応元乙丑年六月

一慶応二寅年六月京都御警衛三ヶ月御詰被為承仰節御供被仰付御役
中川端御用被仰付同月十八日御供ニ而出立罷越御着京之上建禮御
門前御警衛被為承仰同所番頭相勤候様被仰付御相備様方へも御用
向相勤申候

一同年十月御警衛御交代ニ相成同月廿四日京都被遊御習學候處御持
場御^(御字)引渡迄相残同月廿八日御引渡御用相勤同十一月三日京都表出立
御都より御陣屋敷へ罷帰申候

一同三卯年三月御臺場大砲主役の方兼勤被仰付候

一同年四月横浜表へ御用有之立帰り被仰付罷越同月罷帰申候

一同年十一月廿九日御軍制御改革被仰出候付御物頭御役名撒兵頭与御
改相成御武器御頭御廢相成改而御武具奉行兼勤被仰付候且又御陣屋
敷ニ而者撒兵頭勤方同並別段不被仰付候付兼勤仕候様被仰付候

一同四辰年改元明治之三月五日内海一之御臺場御預り御免相成候付急
ニ忍表へ引越被仰付御臺場并御陣屋敷御引渡御用相勤同月九日出立
荒川通船ニ而罷越同十七日忍表へ着仕候

一同年四月十九日夜着而板橋宿同所へ応援御用として急速出張被仰付
翌廿日未明早進ニ而罷越候処其後撒兵隊本郷迄繰込相成同所へ附屬被
仰付罷越同月十二日御達ニ而長州藩合併牛込御門江出兵相成則同所へ
罷越右御用兩三日ニ而相濟本郷へ罷帰候同月十八日長州藩合併宇都宮
へ出兵被仰付其節前同様附屬被仰付同日発足仕候処岩井村戦争ヲ
始宇都宮表并大田原近邊所々戦争有之少野宿迄進軍之上四月廿五日五
月朔日兩度之戦争ニ而白川城乗取相成候付則同所へ繰込候後御用筋有
之五月廿三日白川表出立忍表へ罷越候処直ニ東京表へ立帰被仰付御
用向相済六月五日忍表へ罷帰申候右出張中会計方軍場方御用相兼相勤
候様御沙汰ニ付右御用相勤所々江早進ニ而數度往返仕忍表へも立帰罷

越申候

一明治元辰年八月廿一日儀事被仰付候且又御用席子供支配被仰付候
一明治二巳年九月二日昨春來

督府御東下之際寸孺も不致確定候処板橋駅江出張當時御嫌疑相掛居候
付督府并長州より茂屡激詰有之候付励（一行折れ隠れ「□及□□其

上為征奥州江出張）戰鬪之折柄不容易形勢之處忍表へ往復其外弥勉
励尽力相勤万端相済候段太儀之至ニ思召候趣ヲ以拝領物被仰付葵

御紋御縁頭銀三枚外ニ御内之銀式枚被下置候

一同年十月朔日大主典被仰付商議筋是迄之通被仰付候

一明治三年三月近藩議員集会之事有之宇都宮へ罷越候様被仰付右御
用相勤申候

一明治三庚午年六月祿制御改革ニ付現石十七石四斗ニ御改御藩印御渡相

成候

一右同時被任軍務大属候

一同年八月奉同多橘ト改名仕候

一同年十月東京表より帰忍家屋敷無御座候付奉願長野村外宅居住仕候

一同年十二月五日会計懸り被仰付候

一明治四未年六月御改革官員御減ニ付懸り間被廃打込相切候様御達相成
候

一明治四未年七月御用有之横浜表へ立帰被仰付罷越同月罷帰申候

一同年十月病氣免職二付奉願候處十一月十五日埼玉県貫属士族与被
仰出候

一明治五申年五月七日病氣二付隱居仕実子寛三江家督被下置候様奉願候
一慶應元乙丑年六月此分與書三添候事

○先祖万治三庚子年被召出候而より明治四辛未年迄武百十二年也
自分勤仕天保九戌年より申迄三拾五年

家督天保十二丑年より申迄三拾八年

勤書

畠山鎮弥

従先祖之儀者父宇右衛門より書上申候

一文久二戌年正月廿三日於御中屋敷御奉公見習奉願候上寄合被召出御
扶持方三人分被下置詰中心得方之儀者兼而より被仰出候通諸事厚遠
勘弁相勤候様被仰出候

一同三亥年三月横浜表江異國船渡来不穩形勢御座候付急ニ家内斗忍表江
引越被仰付同四月朔日より惣勤番ニ被仰付同年五月交代ニ付忍表江
罷帰申候

一元治元子年三月御上屋敷四ヶ月詰被仰付同月廿三日出立ニ而罷越申

候處詰中御取次の方相勤候様被仰付候

一御上洛中ニ付御屋敷外廻り之儀御物頭御人少ニ付同席へ助被仰付相
勤申候

一詰中御刀番御使者御留守居代り共致し相勤申候

一同八月交代ニ付忍表江罷帰申候

一同年十一月九日父宇右衛門儀高輪御陣屋敷七ヶ年詰被仰付候付同様
被仰付防禦之方除切相勤候様被仰付同十二月御陣屋敷へ引越壹番
御臺場御用相勤申候

一私儀御奉公被召出當丑年迄四ヶ年相勤申候

一慶應元乙丑年六月此分與書三添候事
一慶應三卯年十月廿九日御軍制御改革被仰出候節聚合隊頭並被仰付

御役柄之儀入念相勤候様被仰付當役中金拾五両被下置候當御役之儀

御家老支配之旨御沙汰ニ相成候且又聚合隊頭江聚合隊頭取并聚合隊支配仕候様被仰付御頭差支候節ハ右兩役之儀取扱候様被仰付候

一同年十二月六日此度御上京御入用之儀奉恐察上米仕候段

御滿足思召候趣ヲ以葵御紋付麻上下被下置候

一同四辰年明治与改元三月五日内海一之御臺場御預り御免相成候付親宇

右衛門同様忍表へ引越被仰付同月忍表へ罷帰申候

一同年三月下旬より御近領江脱走者賊兵徘徊仕候付兵隊召連八幡山高崎

遍へ出兵其外官軍附御用被仰付川越邊各所江罷越且御領分巡邏等

度々相勤六月上旬罷帰申候

一同年八月廿一日御近侍被仰付候

一明治二巳年六月

靈源院様被遊御遠行候付

御沐浴御用相勤其後天祥寺江御廟番相勤御残之品々拝領仕候

一同年七月十一日道衛隊被仰付是迄出精相勤候付拝領物被仰付銀式一枚被下置候

一同年九月八日昨春間飯能宿へ屯集之賊兵上州江致脱走候付為進撃八幡山辺江出兵猶高崎迄も進軍尽力致し候段太儀

思召候趣ヲ以拝領物被仰付金千両百疋被下置候且又昨春来打続冬間迄御近領江賊兵致徘徊候付各所取締場江出兵且村々致巡邏候段太儀思召候趣ヲ以拝領物被仰付金百五拾疋被下置候

一同年八月奉伺寛三与改名仕候

一同年十一月廿九日上等銃隊被仰付候

一明治三庚午年六月朔日御改革ニ付改而上等銃隊被仰付候

一明治四未年六月御改革ニ付上等銃隊御免被成下候処同十一月十五日埼

玉県貫属士族与被仰出候

一明治五申年五月親多橋義病氣ニ付隠居奉願候付同月十二日家督被下置候

明治七戌年三月旧臘御達之御趣意ニ付家禄奉還奉願候処同八月十八日

御朱書

ヲ以御聞届相成御規則之通資本金御渡被成下候

明治七甲戌年九月五日渡り

資本金正金貳百八十九円三拾錢四厘

同年十一月廿日渡り

證券三百廿五円

證券御渡し高江 ベ六百十四円三拾錢四厘也

右ニ付家禄藩印相納候

(三) 別家の成立と家格の変遷—初代から四代—

畠山宇右衛門家の初代は宮原家政の三男で政房の弟に当たる政武である。万治三年、二十二歳の時に兄の請願により雇役を願い、二年後に切米十六石三人扶持となつた。そして五年後に馬廻の格式を得たが、新知百五十石を賜つて藩臣別家となつたのは、四十七歳の時であつた。二男以下は生涯部屋住みか他家への養子が常であつた當時、庶子に別家が認められるのは異例の事であつた。足利家親戚で管領の末裔という血筋によるところが大きかったのであろう。別家の認められた貞享四年（一六八七）は元禄四年（一六九一）の白河騒動以前であり、松平下総家は財政的にも新規取立が可能であったのである。

初代には男子がなかつたが、故あつて仕官せず播磨に居た長兄満昭の子満富を婿養子とした。この二代満富は遅い仕官であり、三十一歳の時によく廣敷見習奉公に召出された。しかし、大小姓、御納戸を経て

御供頭格の傳役に進み、病氣引退の節には三十石を加増されて、禄高は百八十石となつてゐる。

三代の小平太満友は三代藩主忠雅の小姓として召出され、桑名から参勤交代に二度供をし、大小姓、腰物奉行、御目付役を経歷しているので、畠山別家は供方の道を歩み出したということができる。満友は藩主の覚えも目出度く、家格を寄合家に押し上げており、その寵臣ぶりが窺える。最終的な到達地位は京都留守居であつた。

四代満貫はとくに才覚のある人物であつた。三浦家より養子に入り、十九歳で家督を継ぎ、供方として四代藩主忠刻の参勤御供詰となつた。しかし、寛政七年（一七九五）、三十二歳の時に桑名で在中公事方掛合を仰せ付けられ、役方へと転じた。文化三年、四十三歳の時に桑名の町奉行となつてゐるから、庶政に長けていたのであろう。町奉行在任時の事績に、町屋川橋の修復入用金の積立て、公儀川普請の折衝がある。文政元年（一八一八）には五代藩主忠翼から郡奉行・御勝手方懸り合に抜擢された。

（四）勢州御領分郡代——四代から六代——

文政六年三月、松平定信の我僕に端を発する三角転封が降つて起り、松平下総守家の桑名から武州忍への転封が決定されると、四代満貫はその御用懸を命ぜられ、幕府上使との折衝を行つた。桑名城引渡しの任務を終えると、忍での町奉行と郡奉行兼役を命じられた。しかし、不快のため江戸からの出立が延引していたところ、当分勢州御領分郡代を命じられた。以後、畠山宇右衛門家では五代實満が勢州郡代、六代満一が同見習を勤め、天保十二年までその職を襲つた。

この忍藩勢州領は忍へ入封した松平忠堯が忍城城付地に合わせ、領有した飛地で、桑名時代以来の残領であつた。伊勢国員弁郡、朝明郡、

三重郡の四万三千四百石余り（文政十三年八月一日時点）の石高があつて、忍藩領地高十四万千七百石余りのうち、三割強の比重を占めていた（註三）。このため伊勢領經營の如何は藩の浮沈に関わるものであつた。しかし、関連史料が少なく、その実体は今まで明らかでなかつた。たとえば三重県史では、「その拠点として朝明郡大矢知村に陣屋が置かれ、本藩より派遣された勘定奉行や在地で取立てられた役人により支配が行われた」（註四）と記し、陣屋の設置年次や、具体的な職務内容については触れていない。畠山宇右衛門家勤書はこうした状況を打開できる史料なので、後に詳しく検討することにしたい。

四代満貫は文化元年に寄合家に進み、さらに天保元年、小姓頭格へ昇格を果たしている。忍藩における小姓頭格は、第一家老、第二番頭、第三用人に次ぐ第四の家格であり、旗奉行・町奉行・物頭・御船奉行の属する第五の格式、寄合格・馬廻・小普請の属する第六の格式より上位にあつた。

五代實満は天保二年、三十五歳の時に家督し、勢州郡代本役となり、父の職務を引継いだ。その時の家格は父と異なり物頭格であつた。功績としては第一に町屋川と願明川の幕府による川普請の請願が採用となり、その工事の際、幕府役人との折衝を行つて工事を円滑に完成させたことがある。第二に藩財政の窮乏に対する御頼金の募金があつた。實満はこの勤功によつて二十石の御足高を賜つてゐる。

これは忍藩千両積金講のことであり、天保六年に財政上の入用が増加したため四日市の山中伝四郎をはじめとする商人たちや領内の村々と十年間の予定で取結んだが、四年間で差し止めとなつた。翌年再結成したが、天保十四年に忍藩が村替えとなつたため講は終わりとなつた。山中家文書に拠れば、忍藩は講加入者に対して最初の講からの元

利金さえ下渡さないままであつたため、元治元年に下渡しの願書が出されている（註五）。

天保十二年八月、實満は勢州郡代の職を解かれ、在所勝手方を命じられて忍へ引越すこととなつた。そして翌年四月には突然隠居を申付けられた。四十六歳の働き盛りであり、年齢による隠居ではない。四年八ヶ月後の弘化三年十二月になつてようやく仏参が御免となり、さらには四年後の嘉永三年十二月に恩赦によつて外出御免となつたのは失脚して慎みの処分を受けたということである。

その原因は定かでないが、天保七年に勢州領凶作のため、御召しによらず在所の忍と江戸へ出張つたことであつたかも知れない。この年は全国的な凶作と飢饉の年であり、東北地方では多数の餓死者を出した。實満の領民を案ずる義侠心は年貢の大額減免を決定させたであろう。その結果、後になつて藩財政窮乏の責を問われたことが考えられる。しかし、そうせねば一揆が起つたであろう。

六代満一は天保九年、十七歳の時、父の下で勢州郡代見習となつたが、天保十二年八月、罷免され、父と共に帰忍した後、在所勝手方を命じられ、家督を継いだ。父の处分への連座はなかつた。

（五）異国船警備と幕末維新の騒擾に翻弄される——六代から七代——

六代満一は嘉永七年一月、ペリー艦隊が江戸湾に出現すると、忍藩の警備する北条陣屋へ出張し、海岸御備場、大房御台場、洲崎遠見番所の当番などを勤め、艦隊の碇泊していた神奈川沖、小柴沖へも警衛

御用で出張した（註六）。また、安政元年には江戸中屋敷七年詰を命じられ、防禦専務・御台場御用を勤めることになつた。翌年、物頭を命じられ、御武器御頭・船奉行兼務となつてゐるから役方より番方へ転じたことになる。満一は明治元年三月に忍藩が台場預りを免じられて

第一台場と高輪陣屋敷を引渡すまでの十五年間も責任者として台場に關わり、台場大砲主役も兼勤した。

この間、元治元年五月には天狗党の野州大平山蜂起によつて領分境の警備廻村、同年七月には幕府天狗党討伐軍の糧米警備のため水戸・那珂湊への従軍、慶應二年六月には忍藩京都警備三ヶ月詰の際の建禮御門前警備番頭を経歴した。さらに明治元年四月十九日、板橋へ急遽出張を命じられ、長州藩と連合して宇都宮へ出兵ののち、白川城攻めに加わり、会計方と軍場役を勤めた。

版籍奉還後は忍藩の大主典となり、明治三年三月の近藩議員集会では宇都宮に出張している。同年六月に軍務大属、十月には少参事・軍務掛りに進んだが、翌年六月の藩政改革によつて軍務掛りは廃止になつた。満一は幕末維新の動乱期に一貫して軍務に尽瘁したことになる。

七代満謙寛三は文久二年、十五歳の時に中屋敷の御奉公見習となつた。上屋敷の留守居代などを経て、元治元年一月に父と共に高輪陣屋敷七年詰を命じられ、防禦専務・一番台場御用を勤めた。慶應三年十月の軍制改革では聚合隊頭並となり、明治元年三月から脱走賊兵取締のため、八幡山（児玉）、高崎、川越へ出兵して巡邏にあたつた。同年八月には供方の近侍に転じ、翌年六月に忠誠公が薨去すると沐浴御用と行田天祥寺における御廟番を勤めた。同年十一月から上等銃隊を命じられたが、四年十一月に埼玉県貫属士族となつた。

（六）ペリー艦隊の懷中時計を見た少年——県内最初の時計店開業——

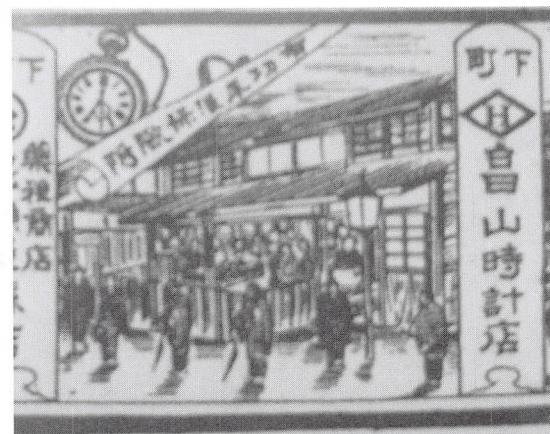
勤書には記載がないが、『行田史譚』によると、嘉永七年正月、房州御備場付近に異国船が現れたため、二十三日に父と共に忍を出発して二十七日房州北条陣屋に到着し、直ちに洲ノ崎遠見所に詰めたという。ペリー艦隊の七艘である。

二月二十六日の横浜上陸時

には忍藩主がペリーに竹製品を贈った。多くの藩士が立合つたので、七歳の寛三もその場に居合わせたのであろう。

始めて外人の所持する懐中時計を見て、その魅力的な形状を脳裏深く刻み込んでいた。

廃藩後、家禄を離れた寛三はある時の外人の時計を思い出し、文明開化の時代には時計こそ好適な仕事と決心して、横浜の時計商を訪ね、教えを



第3図 武州忍町勉強家共同廣告壽娛録の畠山時計店

三 勤書に記された伊勢郡代の職掌

勤書には、満貫が文政七年一月二十二日に桑名今一色の松巖寺跡に到着し、大矢知陣屋普請中のため、そこで御用を取扱つたことと同年二月二十九日に陣屋普請が完了し、引越したことが記されているので、陣屋開設時期が確定できる。また、郡代の職務内容に付いても詳細な記載があるので、整理して箇条書きで示す。

ア 藩主名代としての仏事（恒例は加納盛徳寺と光国寺への亀姫の仏事代香、臨時は真宗高田派の本山一身田専修寺と竹成願行寺）

イ 藩主名代としての神事（恒例は正月と五月の多度・一目連社への五穀豊穰風雨除け祈祷。臨時は桑名春日社への祈祷・代拝と伊勢両宮の遷宮代拝）

ウ 藩士の移動に伴う関所手形の入手（亀山城）

エ 紀州鷹場借用の折衝（松坂城）

オ 東海道桑名宿及び四日市宿への大名休泊の連絡役

カ 将軍宣下時の巡見使への対応（書類調査）

キ 幕府への川普請請願と派遣役人への対応（町屋川・願明川筋）

ク 御頼金の徵募

ケ 御用金の賦課（江戸城西丸御手伝普請御用金の町在への賦課）

コ 凶作の報告と年貢の減免（天保七年）

四年のことであつた。

八代一造は寛三の長男で、時計商を継いだ。九代弘と妻ゑいもこの店を継いだが、昭和四十年代に廃業し、十代当主晃司郎氏は大宮市に転出した。まさに士族の商法であったが、九十年間近く行田の名物時計店でありつづけたのであるから、数少ない成功例であつた。

これらの記載は郡代の職務の内、特記されるべきものであつて、逆に平常的な地域支配職務については掲げられていない。このことを補うために『郡中制法』（註七）を利用することにしたい。明治三年閏十月に発布されたもので、時期が少し降るが、忍藩の伊勢領支配の実体を知る上では有用な史料である。その条目の重要なものを列挙する。

- a 神道の尊崇奨励と身分不相応の寄附禁止
- b 邪宗門・怪異の宗法禁止と五人組による相互監視
- c 五人組による相互扶助と口論等の仲裁
- d 誕生死没・出入り・縁組・改名・田畠譲与の村役人への届出
- e 善行者の推薦
- f 不孝不義者の告発
- g 盗品の故買・入質者の処罰
- h 博打・賭事の禁止と五人組による出訴義務
- i 貢金銀工の出訴義務
- j 横死・自害・行倒れの報告義務
- k 怪我・病気・飢渴の旅行者に対する扶助義務
- l 捨子・墮胎の禁止と捨子の村内養育及び届出義務
- m 火付・盜賊の捕縛及び身柄差出し義務（褒美規定あり）
- n 社寺の新規建立と無届け僧尼の禁止
- o 路傍・寺院境外への仏碑仏像建立禁止
- p 葬祭・婚礼・年賀・出産の節儉推奨
- q 年貢割付の周知と上納遅延の禁止
- r 十石以下の者の田畠譲渡禁止
- s 田畠永代売買と重質の禁止
- t 在方の質素奨励と諸入用勘定帳の提出義務
- u 田畠の荒廃留意と荒地の復旧義務
- v 用水・堰溜・堀川除け道・橋などの小破修繕義務
- w 田畠境界の切取り・堀溜の埋立て・道の切取り・林木の横領禁止
- x 出役の権威がましく私曲の取扱いの出訴義務
- y 賄賂の禁止

これらのうち、a・o・z・Ωは明らかに王政復古後の明治政府の政策によるものであるが、その他は前代から踏襲された内容と見てよいであろう。在方支配の末端を五人組に転嫁することによって藩の行政負担を減じる政策が採られている訳であるが、五人組によつて解決不能な案件は庄屋等の村役人、さらに村役人でも解決できない案件は郡代の職権に帰するので、以下の職務を復元することが可能となろう。

サ 宗門改めと切支丹取締を手段とし、僧尼を届出制とする宗教統制
シ 村役人を介しての戸籍掌握
ス 善行者の表彰と不孝不忠者への懲戒による儒教的な道徳政策
セ 犯罪者の逮捕・裁判・行刑と事故死の検視などの司法・警察
ソ 年貢の的確な収納
タ 荒地復旧義務と売買重質禁止による耕地保全
ツ 村役人に対する指導監察
テ 用水や橋などの大規模修繕と新造
ト 郡役人に対する指揮と非違監察

ここに掲げた郡代の職務は領内の宗教統制、勸善懲惡、戸籍、司法・警察、勘農、收税、土木營繕に涉る。このほかに、年貢米の江戸・大阪への廻米と換金、郡役人と庄屋への給与、諸経費の支出、必要経費を差し引いた剩余金の藩庫への送金、作況の検見と救荒、重罪人处罚の藩への伺い、その他、緊急な案件の藩への伺いなどがあつたことは論を待たないであろう。また、陣屋町が形成され、商家が軒を連ねていたので町

方の支配と冥加金・運上金の収納も職務に加わることとなる。

まとめ

足利義兼の長子で畠山重忠の名跡を継いだ畠山義純の末裔は、惣領家が江戸幕府高家となり、次男家が松平下総家の臣となつた。この次男家は惣左衛門家と分家の宇右衛門家の二家（註八）となり、子孫が現存している。惣左衛門家は勤書によれば、家禄二百石で一貫して馬廻役を勤めた家であり、幕末維新时期には教育者を輩出した。いっぽう、宇右衛門家は家禄百八十石で供方・役方・番方と変遷した。とくに四代から六代は忍藩の伊勢残領四万三千石余りを支配する郡代及び郡代見習を襲封した。四万石は小大名の知行高を凌ぎ、その経営の実体は忍藩史研究上の重要な課題となるが、史料に乏しい。宇右衛門家の勤書には大矢知陣屋赴任から天保十二年八月に免職となる時点までの詳細な記載があり、これによつて伊勢郡代の実体を窺うことができたのは研究の一布石である。

しかし、紙数の関係で、伊勢領の特質や当時表面化していた家老職の対立といった政治背景に触れることができず、平成十八年五月に行つた三重県四日市市大矢知の実地調査成果を盛り込むことができなかつた。また、平成二十年三月に刊行された『三重県史』資料編近世三（上）ではじめて公表された忍藩伊勢領関係史料を活かすことも叶わなかつた。近々に、この課題を果たしたいと考えている。

末筆ながら、史料を提供された畠山恒雄氏、畠山晃司郎氏、畠山克巳氏、秦 康雄氏、研究協力者の斎藤準一氏、鈴木紀三雄氏に深甚からなる感謝の意を表するものである。

二 忍藩松平下総家では六十六石六斗六升以上を言う。これは旧百石取りである。

三 近藤 条『桑名市史』本編 桑名市教育委員会昭和三十四年によれば、文政十三年八月一日時点で、員弁郡二十村（赤尾・坂井・友・島田・志知・中上・長深・一色新田・南大社・北大社・大木・梅戸・南金井・門前・大井田・高柳・大泉・平塚・宇賀・宇賀新田）朝明郡三十五村（大矢知・鶴・別名・下宮・川北・埋繩・広永・広永新開・山・伊坂・千代田・平津・中・萱生・東大鐘・北山・中里・山城・札場新田・小牧・中野・小島・永井・竹成・名脇・杉谷・田光・切畑・田口・田口新田・垂坂・西大鐘・市場・西・馬場）三重郡十七村（小杉・生桑・赤堀・東日野・室山・八王子・川島・北野・上海老原・川北・音羽・千草・西日野・下鶴川原・赤堀新田・岡・福松）。地誌によれば、朝明郡のうち、大矢知・下之宮・川北は正徳元年に松平下総守忠雅が桑名転封以来の所領であつた。伊勢領は天保十三年から十三年間公領となつたが、嘉永七年七月旧に復した。明治三年には大矢知出張忍藩厅と改まり、大矢知出張忍県を経て、明治五年三月、三重県の管轄となつた。

四 三重県『三重原史』資料編近世2 平成十五年

五 四日市市『四日市市史』第十卷 史料編近世III 平成八年八月

六 松平家家譜によれば、「嘉永六年癸丑十一月十四日房總海岸守衛を被免武州品川沖三ノ台場ヲ預ル」とあり、齟齬を来す。しかし『房總外艦警備文書』によれば、嘉永七年一月から三月に忍藩が安房上総の警備を担当していくことが確認される。これは後任の備前藩の御備場請け取りが遅延したため、ペリー再来航時に臨時幕命が下つたものである。

七 秦 康雄氏から複写本の提供を受けた。横帳二千丁で、表紙に忍藩印がある。

八 畠山家はもう一家ある。『旧忍藩士從先祖勤書』によれば、寛延二年に勢州桑名において御宛行式拾五人扶持を下し置かれ、御馬廻に召出され、剣術指南を仰せ付けられ、明和八年に御譜代並となつたのが先祖畠山熊之進である。もとは西川を名乗つていたが、天明八年九月、二代熊之進の時に畠山に改姓した。剣術の家として五代続いて維新を迎えたが、

註